

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合 運営要領

令和3年12月7日
東北地方における地域脱炭素支援に関する会合決定

令和4年6月一部改訂

1. 目的

東北地方における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域における脱炭素の取り組みを機動的に支援するため、関係機関間の連絡・調整を図ることを目的とした「東北地方における地域脱炭素支援に関する会合（以下「本会合」という。）」を設置する。

2. 検討事項

本会合においては、以下の検討を行う。

- (1) 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）に関する事項
 - ア 支援ツールや支援実績等の情報共有及び地域への情報発信・働きかけの在り方について
 - イ 地方支分部局による複合的・包括的な支援の在り方について
 - ウ 脱炭素先行地域をはじめとした案件形成と地方支分部局の連携の在り方について
- (2) 本会合の運営に関し必要な事項
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 構成員及びオブザーバーは別紙に掲げる者とする。
- (2) 本会合は必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。
- (3) 本会合の下に関係機関の担当者によるワーキンググループを設ける。

4. 会合の公開

本会合は原則として冒頭のみ公開とする。ただし、構成員の合議により認められた自治体等は傍聴を認めることとする。

本会合の資料は会合当日東北地方環境事務所ホームページに公開するとともに、議事の概要は必要に応じ会合終了後に東北地方環境事務所より報道機関に説明を行う。また、会合の議事概要を後日とりまとめ、東北地方環境事務所ホームページに公表する。ただし、公開することにより特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は構成員間の自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあると認められる場合には、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。公開の範囲については、構成員の合議により決定するものとする。

※下線部改訂箇所

5. 運営要領の改定

運営要領を改定すべき事象が発生したら、構成員の合議により決定するものとする。

6. その他

- (1) 本運営要領に定めのない事項に関しては、構成員の合議により決定するものとする。
- (2) 本会合の庶務は東北地方環境事務所[地域脱炭素創生室](#)が行う。

東北地方における地域脱炭素支援に関する会合
構成員名簿

構成員

東北農政局長
東北森林管理局長
関東森林管理局長
東北経済産業局長
東北地方整備局長
東北運輸局長
東北地方環境事務所長
東北総合通信局長
東北財務局長

オブザーバー

内閣府地方創生推進事務局
岩手復興局、宮城復興局、福島復興局
福島地方環境事務所